

災害時における連携協力に関する協定書

豊岡市  
兵庫県弁護士会

## 災害時における連携協力に関する協定書

豊岡市（以下「甲」という。）と兵庫県弁護士会（以下「乙」という。）は、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、感染症のまん延、有害物質の大量放出等の災害又は事故（以下「災害等」という。）により豊岡市内で被害が発生した場合における法律相談等の被災者支援の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害等により豊岡市内に被害が発生した場合において、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地域の円滑な復旧復興を実現するために甲及び乙が連携協力することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

- 被災者に対する弁護士による法律相談
- 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- 前2号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

### （法律相談その他の活動内容）

第3条 前条第1号に規定する法律相談の内容については、災害等に起因して法的知見を要する事項全般を助言の範囲とし、同条第2号及び第3号に規定する被災者の生活再建等の支援のための活動内容については、甲乙が別途協議する。

### （相談業務従事者の派遣要請）

第4条 甲が乙に対し、災害等が発生した際、第2条第1号に規定する法律相談の実施を要請するときは要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。

3 甲は、乙が災害等の状況に照らし、第1項の要請を受けずに法律相談を実施する場合であっても、甲乙協議の上、可能な限り協力をするものとする。

4 前項の規定により乙が法律相談を実施した場合であって、後に、甲からの要請があった場合、乙が法律相談を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

### （相談等の実施方法）

第5条 乙が、第2条に規定する法律相談その他の活動（以下「法律相談等」という。）を実施するに際し、法律相談の場所、時間等の方法については、甲乙協議の上、定めるとともに、甲は、その広報及び相談場所の提供に協力するものとする。

### （連絡調整及び情報提供）

第6条 乙が、法律相談等を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

2 乙が、法律相談等を実施するに際し、行政機関等が実施する被災者に対する支援情報等が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

### （報告）

第7条 乙は、法律相談等を実施した場合は、甲の定める期限までに協力実施報告書により報告を行うものとする。

### （平常時からの連携）

第8条 甲及び乙は、災害時における被災者の生活再建等の支援のための活動を充実させることを目的として、平常時から、情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

### （相談料）

第9条 従事者は、第2条第1号に規定する法律相談において、相談者からは相談料を受領しない。ただし、甲及び乙は、従事者が日本司法支援センターの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

### （日当等）

第10条 この協定に基づく活動に関する乙又は従事者に対する日当、費用等の支給の有無及び金額については、他の公的援助制度の有無も踏まえ、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

### （損害の補償）

第11条 この協定に基づく活動を行う際に、乙及び従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

### （協定の期間）

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から2027年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1箇月前までに甲乙から協定の解除又は変更の申し出のないときは、1年間延長し、以後も同様とする。

### （協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

2026年3月4日

甲 兵庫県豊岡市中央町2-4  
豊岡市  
豊岡市長 門間 雄司



乙 兵庫県神戸市中央区橘通1-4-3  
兵庫県弁護士会  
会長 中山 稔規

